

第46回 北九州市都市計画審議会案件 総括表

種類・名称	概要	備考
<p>福岡県が定める北九州都市計画に関する市の意見について（諮問）</p> <p>イ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更</p> <p>ロ 区域区分の変更</p>	<p>福岡県は、北九州都市計画の指針となる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）を定め、このなかで市街化区域と市街化調整区域の区域区分の方針等を定めており、概ね5年ごとに見直しを行っている。</p> <p>今回、平成17年実施の国勢調査、平成19年実施の都市計画に関する基礎調査及び社会状況の変化を踏まえ、見直しを行うもの。</p> <p>今回の都市計画案の変更部分については異存ないが、同方針の一部について意見を述べるものである。</p> <p>変更案</p> <p>イ 都市計画区域マスタープラン</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の基準年：平成12年 平成17年 計画の目標年次：平成22年 平成27年 <p>ロ 区域区分</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな市街化区域の拡大は行わない。 <p>意見の内容</p> <p>計画案に対し、今回の変更部分について異存はないが、大規模集客施設の立地誘導方針において、大規模集客施設として定義されている「病院」、「福祉施設」、「大学等」については、療養環境、生活環境など都市機能の集積以外の観点からも考えていく必要があるため、これらの施設を対象施設から除外することを求める。</p>	議題 213号
<p>用途地域</p> <p>北九州学術研究都市北部地区</p>	<p>当地区は、平成14年度から北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業により、学術・研究機能の基盤整備と良好な住宅地の整備を行う「複合的なまちづくり」が進められている。</p> <p>用途地域については、平成13年に市街化調整区域から市街化区域に編入された際に、暫定的に第一種低層住居専用地域に指定されたが、今回、土地区画整理事業の進捗により土地利用が明確となった地区について、変更を行うものである。</p> <p>【面積】：約9.8 ha 【用途地域】：第一種低層住居専用地域 第一種住居地域</p>	議題 214号
<p>地区計画</p> <p>北九州学術研究都市北部地区</p>	<p>当地区は、平成17年12月、土地区画整理事業に伴い、学校や研究機関及び幹線道路沿道における環境と調和したサービス施設、病院関連施設等の立地誘導に向けた地区計画を定め、これまで、良好な住宅地の立地誘導に向けた地区の編入などの変更を行ってきた。</p> <p>今回、同事業の進捗により、新たに土地利用の明確となった地区について、地区整備計画への編入を行うものである。</p> <p>【面積】</p> <p>住宅専用地区 約66.2 ha（変更前：約45.2 ha） 沿道地区 約16.2 ha（変更前：約6.4 ha）</p> <p>【地区整備計画】 （制限内容は変更なし）</p>	議題 215号

<p>道路</p> <p>中央町穴生線</p>	<p>都市計画道路中央町穴生線は、八幡東区中央二丁目を起点とし、八幡西区鷹の巣一丁目を終点とする延長約6,470m、幅員（代表）18m（2車線）の都市計画道路で、八幡西区中心部の渋滞を解消し、物流機能強化や周辺地域との連携強化を図るため、昭和42年に計画された。</p> <p>本路線の未着手区間である八幡西区青山地区では、走行性を確保するため直線で丘陵部をトンネル構造で通過するルートとしているが、沿道からの出入りのためには新たな道路が必要であり、現道の沿道利用が不便となることや、その取付部の構造が複雑となることによる安全面での課題などがあるため、沿道の利用がしやすく、安全性を確保するため現道拡幅ルートに変更するものである。</p> <p>3・4・88号 中央町穴生線 延長：約6,480m（変更前：約6,470m） 幅員：2車線（変更前：明示なし）</p>	議題 216号
<p>公園</p> <p>皇后崎公園</p>	<p>当公園は市街地の貴重な緑地として機能しているとともに、地域住民の憩いの場、レクリエーション活動の場として利用されている。本公園の中央部には都市計画道路3・4・88号中央町穴生線が通っており、公園は南北にわかれ、歩道橋により連絡されている。</p> <p>今回、都市計画道路3・4・88号中央町穴生線の線形の変更に合わせて、皇后崎公園についても区域の変更を行うものである。</p> <p>4.4.7号 皇后崎公園 面積 約8.1ha（変更前：約8.5ha）</p>	議題 217号
<p>道路</p> <p>歩行者専用道路15号線</p>	<p>現在、JR城野駅南側の地区において、駅へのアクセス強化及び交通混雑の解消並びに駅利用者の安全性確保及び利便性向上を図るため、城野駅南口駅前広場及び城野駅南口線整備事業を進めている。</p> <p>この事業に合わせて、城野駅南北地域を結ぶ歩行者動線を強化し、駅利用者の安全性、利便性の向上を図るために、歩行者専用道路15号線（城野駅南北連絡通路）を計画するものである。</p> <p>8・7・18号 歩行者専用道路15号線（城野駅南北連絡通路） 延長 約100m 幅員 4m</p>	議題 218号
<p>ごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について</p> <p>建築基準法第51条の規定により、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設の用途に供する建築物は、特定行政庁が市町村都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に新築、増築ができる。</p>	<p>当該施設は、若松区響町一丁目地内で廃プラスチック類（産業廃棄物）の破碎及びごみ（一般廃棄物）の処理を行っている西日本家電リサイクル株式会社（平成11年3月29日当初許可）から、処理能力を増強する旨の申請があったため、再度の許可を行うもの。</p> <p>【ごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設】 （許可済）</p> <p>ごみ処理施設：180.0t/日（24時間） 廃プラスチック類の破碎施設：180.0t/日（24時間）</p> <p>（今回変更）</p> <p>ごみ処理施設：300.0t/日（24時間） 廃プラスチック類の破碎施設：300.0t/日（24時間）</p>	議題 219号

<p>ごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について</p> <p>建築基準法第 51 条の規定により、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の処理施設の用途に供する建築物は、特定行政庁が市町村都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に新築、増築ができる。</p>	<p>当該施設は、八幡西区洞南町 1 番地内で産業廃棄物の焼却の処理を行っている三菱マテリアル株式会社から、新たな処理施設の建築の申請があったため、許可を行うもの。</p> <p>【ごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設】 (許可済)</p> <p>汚泥及びその他の産業廃棄物の焼却施設 : 720.0 m³/日 (24 時間)</p> <p>廃油の焼却施設 : 200.0 m³/日 (24 時間)</p> <p>(今回新規許可分)</p> <p>ごみ処理施設 : 120.0 t /日 (24 時間)</p>	<p>議題 220 号</p>
--	--	---------------------

手続の概要

平成 22 年 10 月 18 日	~	11 月 1 日	都市計画の原案の縦覧 (議題 214、215)
平成 22 年 11 月 1 日	~	11 月 15 日	都市計画の原案の縦覧 (議題 213、216~218)
平成 22 年 12 月 10 日	~	12 月 24 日	都市計画法に基づく案の縦覧 (議題 216~218)
平成 23 年 1 月 4 日	~	1 月 18 日	都市計画法に基づく案の縦覧 (議題 214、215)
平成 23 年 1 月 7 日	~	1 月 21 日	都市計画法に基づく案の縦覧 (議題 213)
平成 23 年 2 月 17 日			第 46 回北九州市都市計画審議会
平成 23 年 2 月 下旬	(予定)		福岡県都市計画審議会
平成 23 年 3 月 下旬	(予定)		都市計画決定・変更の告示 (議題 213~218)